

○みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

令和4年9月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別、性自認（自己の性別についての認識をいう。）及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）にかかわらず、全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者と、その双方又は一方の子（実子又は養子をいう。）を始めとした近親者（双方又は一方の三親等内の者をいう。）が、家族として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係をいう。
- (3) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある者以外の者をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。

(交付要件)

第3条 市長は、次条第1項の規定により宣誓する者が次の各号のいずれにも該当する場合に、第7条第1項に規定する受理証明書等を交付するものとする。

- (1) パートナーシップにある者の双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方の住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又はいずれか一方が市内に住所を有すること。
 - イ 双方又はいずれか一方が3か月以内に市内への転入（新たに市内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
- (3) パートナーシップにある者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚

姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。ただし、宣誓する者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を除く。

- (4) パートナーシップにある者の双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに類する関係にないこと。
- (5) パートナーシップにある者の双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、市長が指定する場所において、又は郵送により提出するものとする。ただし、心身の故障その他の事由により、宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者に代筆させることができるものとする。

2 宣誓書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) パートナーシップにあることを宣誓しようとする場合は、双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(いずれも宣誓しようとする日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) パートナーシップにあることを宣誓しようとする場合は、双方の戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したもののその他の現に婚姻していないことを証明する書類(いずれも宣誓しようとする日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)その他のファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓しようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所、その他必要な事項について市と調整し、共に宣誓しなければならない。

4 市外に在住する者であつて、宣誓の日から3か月以内にみよし市内への転入を予定しているものについては、その事実が確認できる書類をもって前項第1号に掲げる書類に代えることができる。この場合において、当該者は、市内に転入後速やかに同号に掲げ

る書類を市に提出しなければならない。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、宣誓書の提出を受けるときに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める種類の書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カードその他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
1種類

(2) 国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されていないもの
2種類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類 1種類又は2種類

2 前項の規定による確認は、インターネットその他の市長が指定する方法を利用することにより行うことができる。この場合においては、同項に規定する本人確認書類の写しを郵送により提出するものとする。

(通称の使用)

第6条 宣誓しようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において氏名と併せて通称（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称を使用していることが確認できる資料を、第4条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(受理証明書等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件のいずれも満たしていると認めるときは、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（様式第2号）及びみよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（様式第3号）（以下これらを総称して「受理証明書等」という。）に宣誓書の写しを添えて当該宣誓者に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称の使用があったときは、通称と共に戸籍に記載されている氏名を受理証明書等に記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓時において一方が転入予定者である宣誓者（他の一方が市内に住所を有する者である宣誓者を除く。）又は双方が転入予定者である宣誓者に対しては、受理証明書等の交付に代えて転入予定者受付票（様式第4号）を交付するものし、第4条第4項後段の規定による書類の提出があったときに、宣誓書の写しを添えて受理証明書等を交付するものとする。

3 第1項のみよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書は、パートナーシップ・ファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、同項のみよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理カードは、宣誓者それぞれに1枚交付するものとする。

（公正証書等受理証明書の申請及び交付）

第8条 前条の規定により受理証明書等の交付を受けた者は、別表に掲げる項目を記載した公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を得た書面（以下「公正証書等」という。）を添付の上、パートナーシップ・ファミリーシップ公正証書等受理証明書交付申請書（様式第5号）に必要事項を記入して、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ公正証書等受理証明書（様式第6号。「以下「公正証書等受理証明書」という。）の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を確認し、宣誓者の双方に公正証書等受理証明書を交付する。

3 前2項の規定は、前項の規定により公正証書等受理証明書の交付を受けた宣誓者が、当該交付を受けた公正証書等受理証明書に係る書面の内容の変更に伴い、変更後の書面について公正証書等受理証明書の交付を受けようとする場合に準用する。

4 前項の規定により準用する第1項の規定による公正証書等受理証明書の交付の申請をした宣誓者は、当該公正証書等受理証明書の交付を受ける際に、既に双方に交付した公正証書等受理証明書を市長に返還しなければならない。

（受理証明書等の再交付等）

第9条 受理証明書等又は公正証書等受理証明書の交付を受けた者は、当該受理証明書等又は公正証書等受理証明書の紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により受理証明書等又は公正証書等受理証明書の再交付を希望するときは、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第7号）を市長に提出するものとする。この場合において、受理証明書等又は公正証書等受理証明書の毀損、汚損その他市長が認める事情による再交付の申請にあつては、受理証明書等又は公正証書

等受理証明書を添えて申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に当たっては、第5条に規定する本人確認書類を提示するものとする。
- 3 第1項の申請があったときは、市長は受理証明書等又は公正証書等受理証明書を再交付するものとする。
- 4 前項の規定による受理証明書等又は公正証書等受理証明書の再交付を受けた者は、紛失した受理証明書等又は公正証書等受理証明書を発見したときは、速やかに当該受理証明書等又は公正証書等受理証明書を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第10条 受理証明書等又は公正証書等受理証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するとき（公正証書等受理証明書の交付を受けた者にあつては、第1号に該当するときに限る。）は、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第8号。以下「事項変更届」という。）に交付を受けた受理証明書等又は公正証書等受理証明書を添えて（第2号に該当するときを除く。）市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは通称の変更があったとき又は通称をやめたとき。
 - (2) 市内で転居したとき。
 - (3) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。
 - (4) ファミリーシップ対象者が死亡する等その対象でなくなったとき。
- 2 事項変更届には、次の各号に掲げる区部に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 前項第1号に該当するとき 氏名の変更があった者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は社会生活において変更した通称を使用していること若しくは通称をやめたことが確認できる書類
 - (2) 前項第2号に該当するとき 転居した者の住民票の写し
 - (3) 前項第3号又は第4号に該当するとき 第4条第2項第3号に掲げる書類
- 3 前項の規定による提出に当たっては、第5条に規定する本人確認書類を提示するものとする。
- 4 市長は、事項変更届の提出があったとき（第1項第2号に該当するときを除く。）は、変更後の受理証明書等又は公正証書等受理証明書を当該事項変更届を提出した者に交付するものとする。

(受理証明書等の返還等)

第11条 受理証明書等の交付を受けた者（公正証書等受理証明書の交付を受けた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第9号）に受理証明書等（公正証書等受理証明書の交付を受けた者にあつては、当該公正証書等受理証明書を含む。次条及び第13条第1項において同じ。）を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 双方又は一方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき。
- (2) 受理証明書等の交付を受けた者の一方が死亡したとき。ただし、ファミリーシップ対象者がいる場合はこの限りでない。
- (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 宣誓書を提出した時点において、受理証明書等の交付を受けた者の双方又は一方が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

(受理証明書等の無効)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証明書等を無効とすることができる。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正な方法により受理証明書等の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 受理証明書等を不正に使用したことが判明したとき。
- (4) 第3条各号に掲げる要件に反しているとき。

(返還及び無効に係る交付番号の公表)

第13条 市長は前条の規定により受理証明書等を無効とした場合は、受理証明書等の交付を受けた者に交付した受理証明書等の返還を求めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受理証明書等の交付番号（受理証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(子の氏名の抹消)

第14条 受理証明書等に氏名を記載された子は、15歳に達した日以後、市長に当該受理証明書等からの氏名の抹消の申立てをすることができる。

- 2 第5条の規定は、前項の規定による氏名の抹消の申立てについて準用する。

(愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者の確認)

第15条 愛知県知事が交付したファミリーシップ宣誓書受理証明書（以下「県交付受理証明書」という。）を所持する者が、愛知県ファミリーシップ宣誓制度を利用する者であ

ることにつき、市長の確認を必要とするときは、愛知県ファミリーシップ宣誓書受理証明書所持届出書（様式第10号）に県交付受理証明書及び第5条第1項に規定する本人確認書類の写しを添えて市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、届け出された書類を確認し、愛知県ファミリーシップ宣誓制度の利用者として認めた者については愛知県ファミリーシップ宣誓書受理証明書所持確認通知書（様式第11号）により当該届出をした者に通知するものとする。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第16条 市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、又はパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）に基づき連携した自治体（以下「連携自治体」という。）が発行する受理証明書等に類するもの（以下「連携自治体受理証明書等」という。）の交付を受けている者が市内に転入した場合において、市内転入後もパートナーシップ・ファミリーシップを継続しようとするときは、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第12号。以下「申告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（1） 連携自治体受理証明書等

（2） 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告書を提出する日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

- 2 市長は第4条第1項の規定にかかわらず、前項の規定による申告があった場合において、第3条各号に掲げる要件をいずれも満たしていると認めるときは、受理証明書等を交付することができる。

- 3 市長は、前項の規定により受理証明書等を交付したときは、転出元である連携自治体に、協定に基づき第1項第1号に掲げる書類に申告書の写しを添えて又は規約に基づき通知するものとする。ただし、当該通知については、第1項の規定による申告を行った者の同意を得ている場合に限り行うものとする。

- 4 市長は、受理証明書等の交付を受けた者が連携自治体に転出した場合において、当該連携自治体から協定に基づく受理証明書等の返還又は規約に基づく通知を受けたときは、第11条の規定による届出があったものとみなす。

- 5 第5条の規定は、第1項の規定による申告について準用する。

（市施策の推進に当たっての配慮等）

第17条 市は、施策の推進に当たっては、パートナーシップ・ファミリーシップにある者に十分に配慮するとともに、多様な性を認める社会の実現に向けて、市民、事業者及び団体への情報提供に努めるものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月30日)

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月1日)

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

公正証書等の記載項目	必須項目
① 相互の関係の確認及び誓約	※
② 婚姻等の禁止	※
③ 同居、協力及び扶助の義務	※
④ 共同生活費用の分担	
⑤ 日常家事債務に関する責任	※
⑥ 療養看護に関する委任等	※
⑦ 当事者間における財産の帰属	※
⑧ 判断能力低下時の療養看護	※
⑨ 養子縁組	
⑩ 子の教育監護	
⑪ 死後事務の委任等	※
⑫ 死亡による契約の終了	※
⑬ 合意による契約解除	※
⑭ 合意によらない契約解除	※

⑮ 解除の効力	
⑯ 未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等	
⑰ 契約解除時の財産分与	※
⑱ 解釈の指針及び協議事項	
㉑ その他必要な事項	

※必須項目の記載内容については、別に示す標準様式に則ること。